給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6428番地12
再生債務者　江川　一也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月30日まで
平成21年７月９日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第１号
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55　セザール松島107号
再生債務者　黄川田　治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１０号
神戸市灘区森後町２丁目１番６―401号
再生債務者　佐野　英明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月10日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３号
福岡県久留米市長門石町516番地
再生債務者　龍野　　進
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月10日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号
広島県福山市駅家町大字上山守656番地３
再生債務者　小川　裕芳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月３日まで
平成21年７月13日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（再ロ）第６号
大阪府松原市東新町３丁目５番17―1410号
再生債務者　足利　直紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月７日まで
平成21年７月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１００２９号
神奈川県藤沢市円行1857―９
再生債務者　矢数　忠雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月27日まで
平成21年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０００４号
東京都東大和市新堀２丁目1453番地の99
再生債務者　小林　政宗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月28日まで
平成21年７月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（再ロ）第１号
岩手県下閉伊郡川井村大字江繋第２地割１番地
再生債務者　中村　忠徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月30日まで
平成21年７月９日　盛岡地方裁判所宮古支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足338番地の３
蘭アパート101号
再生債務者　田中　亮二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月10日　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（再ロ）第１００００１号
栃木県宇都宮市若松原１丁目９番29号
再生債務者　遠藤　広実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市三田南３丁目７番23号
再生債務者　須藤　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月９日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２１年（再ロ）第３号
愛媛県松山市柳井町２丁目12番地９
再生債務者　小林　伸光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月13日　　松山地方裁判所

平成２１年（再ロ）第３号
福岡県太宰府市大字内山363番地４
再生債務者　井尻　秀男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（再ロ）第３１号
名古屋市名東区西山本通３丁目16番地の５
再生債務者　飯田　茂貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１９年（再ロ）第３号
長野県小県郡青木村大字村松177番地13
再生債務者　平田　邦義
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月９日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月10日　長野地方裁判所上田支部

会社更生

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十一年七月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月一日
掲載頁　二三三頁（号外第一三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　二六三頁（号外第一三八号）
平成二十一年七月二十一日
東京都千代田区大手町二丁目六番二号
（甲）東京証券代行株式会社
取締役社長　竹井　　豊
東京都杉並区和泉二丁目八番四号
（乙）中央三井証券代行ビジネス株式会社
取締役社長　竹井　　豊